

## 射水市ふるさと特産品等開発費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)第17条の規定に基づき、射水市ふるさと特産品等開発費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、ふるさと射水応援寄附金の拡大を図り、地域の活性化や地場産業の振興につなげるため、ふるさと特産品の開発又は改良に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「ふるさと特産品」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 主として市内で生産された原材料を用いて加工された物又は市内で製造され、若しくは加工された商品及び市内において提供されるサービスであって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものであること。
- (2) 総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものであること。
- (3) 射水市ふるさと納税返礼品として登録されているものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 射水市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領に定める射水市ふるさと納税返礼品協力事業者又は射水市ふるさと納税返礼品協力事業者となる見込みがある者であって、市内に事業所又は事務所を有する法人又は

個人であること。

- (2) 徴収金（射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第2条第2項に規定する徴収金をいう。）の滞納がないこと。
- (3) 射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去に類似する事業計画に基づく本補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと特産品の開発等に係る事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさと特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存のふるさと特産品を改良し、別のふるさと特産品とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に必要な別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 国又は地方公共団体等による同種の補助制度を利用している事業に係る補助対象経費
- (3) 公租公課、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費又はその他社会通念上適切でないと認められる経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさと特産品等開発費補助金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、射水市ふるさと特産品等開発費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、その申請内容について変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、次に定めるところによる。

- (1) 申請内容を変更しようとするときは、射水市ふるさと特産品等開発費補助金変更交付申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、射水市ふるさと特産品等開発費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項各号の規定による申請があった場合において、内容を審査し、変更等の可否を決定したときは、射水市ふるさと特産品等開発費補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第8号）又は射水市ふるさと特産品等開発費補助金事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、射水市ふるさと特産品等開発費補助金事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書

(2) 補助金により開発したふるさと特産品又は開発したふるさと特産品が確認できる写真等

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、射水市ふるさと特産品等開発費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請

求をしようとするときは、射水市ふるさと特産品等開発費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、射水市ふるさと特産品等開発費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、当該補助事業者に対し、射水市ふるさと特産品等開発費補助金返還通知書（様式第14号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければなら

ない。ただし、補助事業者が補助金等の交付の決定を辞退し、又は既に補助金等の交付を受けた者が当該補助金等の全部に相当する金額を市に返納した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(関係書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、前項に規定する期間内において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(状況報告)

第19条 市長は、補助金の交付の前後にかかわらず必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助対象事業の執行の状況について報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定による補助金の交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

経費項目	補助対象経費の内容
報償費	外部の専門家等から指導を受けた場合の謝礼金
旅費	外部の専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器、梱包材(化粧箱など)やシールなどの印刷費
委託料	調査研究、パッケージデザインなどの委託費
使用料・賃借料	加工設備の使用料、機器リース料
備品購入費	新商品開発の為に必要となる機器の購入費
その他	その他市長が特に必要と認める経費